法 人 税 法

第68回 本試験問題

〔第二問〕 役員給与

X社 (代表取締役A) は、期末資本金 1 億円 (株主はすべて個人) の家具製造業を営む 3 月末決算の内国法人であり、毎期継続して青色申告書を提出している。同社の当期 (平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日) の法人税の課税関係につき、以下の問いに答えなさい。

- 問1 【資料1】に基づき、役員給与に関して次の問いに答えなさい。
- (1) X社の役員のうち、B,C,E,Gが、当期中に法人税法上のいわゆるみなし役員又 は使用人兼務役員のいずれに該当するか、その判定過程を示して説明しなさい。な お、解答に当たっては、まず、①欄にX社が同族会社に該当するかどうかの判定を 示しなさい。

次に、②欄に示した各役員が、「役員」、「みなし役員」、「使用人兼務役員」又は「そのいずれにも該当しない者」のいずれに該当するかを<u>判定</u>の欄に記載し、その判定過程を示しなさい。

(2) 法人税法第34条第1項の規定により損金不算入とされる役員給与がある場合には、その対象者、損金不算入額及び損金に算入されない理由(計算過程)を記載しなさい。

また、法人税法第36条の規定により損金不算入とされる使用人の給与がある場合には、その対象者、損金不算入額及びその計算過程を示しなさい。

- (3) Cに12月に支給する500,000円の賞与を損金の額に算入するための方法を簡潔に説明 しなさい。
- (4) (3)の賞与を損金に算入することができるとした上で、当期の役員給与に関し、法人税法第34条第2項の規定による損金不算入額を、【資料1】(1)「X社の株主等の構成及び給与の支給に関する事項」の給与支給額の合計から税務上調整すべき金額の計算過程を示しつつ、その金額を算定しなさい。

【資料1】 X社の役員等に関する事項

(1) X社の株主等の構成及び給与の支給に関する事項

rr. b	持株数	役職名	関係	給与支給額		
氏名	村休奴	1又11以行	(続柄)	役員分	使用人分	合計
Λ	株	代表取締役社長	_	円	円	円
Α	700	1、衣以柿牧红皮	_	18,000,000	_	18, 000, 000
В	50	取締役工場長	Aの長 男	2, 400, 000	4, 800, 000	7, 200, 000
С	150	取締役総務部長(9月まで) 常務取締役(10月から)	-	5, 900, 000	2, 900, 000	8, 800, 000
D	200	取締役営業担当	_	6, 600, 000	_	6,600,000
Е	200	相談役	Aの父	4, 800, 000	_	4,800,000
F	100	監査役	_	2, 400, 000	_	2, 400, 000
G	200	執行役員経理部長	Dの妻	I	6,000,000	6,000,000
Н	_	非常勤取締役	Dの妹	2, 400, 000	_	2, 400, 000
I	400	常務取締役 (9月まで)	Cの兄	4, 200, 000	_	4, 200, 000
計	2,000	_	_	46, 700, 000	13, 700, 000	60, 400, 000

- ① X社の各部長及び工場長は、職制上使用人たる地位に該当し、Bは常時使用人 としての職務に従事している。また、Cは9月までは常時使用人としての職務に 従事していた。なお、X社の職制上の地位として、部長職はすべて同格であり、 取締役ではない人事部長に支給した給与の年額は5,000,000円である。
- ② 相談役Eは、実質的に法人の経営に従事している。
- ③ X社は、株主総会の決議により、取締役の報酬総額を年額 42,000,000 円以内、監査役報酬総額を 3,600,000 円以内とすることを定めているが、これには使用人兼務役員の使用人分の報酬を含めないこととしている。また、各人別の金額等の詳細は、取締役会の決議において決定することとされている。なお、6月の取締役会において、取締役Dの役員給与につき、これまで500,000 円であった月額を、6月支給分から550,000 円に変更すること、並びにこの改正を 4月に遡って適用することを決議し、遡及した分の給与100,000 円を 6月支給分と同時期に支給している。
- ④ 役員給与は毎月定期的に支給をしているが、監査役Fについては、毎月の支給分をFの来社に合わせて3か月に一度まとめて支給している。
- ⑤ 常務取締役 I が病気を理由に 9 月末で退職したため、取締役総務部長であった Cが、後任として 10 月から新たに常務取締役に就任した。取締役総務部長であった時のC の給与の月額は、役員として 200,000 円、使用人として 400,000 円の合計 600,000 円であったが、9 月末の取締役会において常務昇格及びC の給与の月額を役員として 700,000 円とすることが議決された。 なお、 Cは、使用人兼務役員の使用人分として、6 月と 12 月に各 500,000 円の賞与の支給が決定されていたため、その決定のとおりに賞与を支給している。上記表のC の給与支給額には、6 月賞与は使用人分に、12 月賞与は役員分にそれぞれ含まれている。
- ⑥ 職務内容からした給与の相当額は、Aは19,000,000円、Bは6,000,000円、Hは2,000,000円、Gは5,000,000円が適正な額であり、その他の者には不相当に高額な支給はない。
- (2) その他役員に関する事項

当期中の7月に、代表取締役社長Aを被保険者とする養老保険に加入し、当期分の保険料として1,100,000円を支払った。この保険の保険料は、月払い(毎月100,000円)と年払いの選択が可能であったが、年払いの方が、負担額が少ないため、年払いを選択し、福利厚生費として処理をした。なお、生存保険金の受取人はA、死亡保険金の受取人はAの遺族となっている。

LEC答練

予想答練 第一回 〔第二問〕

内国法人甲株式会社(以下「甲社」という。)は、主として自社で開発する基礎化粧品の製造・販売を営む、期末資本金の額9,000万円の青色申告法人である。同社の当期(平成30年4月1日~平成31年3月31日)の法人税の課税関係について、以下の問に答えなさい。

- 問1 資料1関して、次の(1)から(3)の問いに答えなさい。
 - (1) 甲社について、同族会社の判定をしなさい。
 - (2) A~Gの各人について、役員等の判定をしなさい。
 - (3) 当期に役員等に対して支給した金額について、税務上の取扱いを説明した上で、 税務調整すべき金額を算定しなさい。

〔資料1〕 株主及び役員に関する事項

1 当期末における甲社の株主の状況は、次のとおりである。

氏名·名称	持株数	役 職	関係			
乙社	400,000 株	-	(注1) (注2) Eの後輩・共同創業 者			
丙社	280,000 株	-				
A	120,000 株	代表取締役				
В	20,000 株	常務取締役	(注3)(注4)			
С	10,000 株	取締役営業担当	(注3)			
D	60,000株	取締役工場長	Aの長男、(注5)			
E	55,000株	相談役	創業者、(注6)			
F	55,000株	財務部長	Eの次男、(注7)			
発行済株式総数	1,000,000 株	_	_			

- (注1) 資本金の額5億円の内国法人であり、非同族会社に該当する。
- (注2) 資本金の額2億円の内国法人であり、その発行済株式の全部をE及びEの 長男が有している。
- (注3) 他の株主との間に特殊な関係はない。
- (注4) 乙社からの出向役員として2期4年の任期経過後、乙社を退職し、当期の 株主総会において常務取締役に就任している。
- (注5) 常時使用人としての業務に従事している。
- (注6) 前代表取締役である。退任後は非常勤となっており、経営に従事している とは認められない。
- (注7) 役員会等への出席状況その他により、経営に従事していると認められる。
- 2 当期に支給し損金経理をした役員等に対する給与は、次のとおりである。

	氏名	役員報酬又は 使用人分給与	使用人分賞与					
	A	24,000,000 円						
	В	16,800,000 円						
	С	12,600,000 円						
	D	9,600,000 円	1,600,000 円	(注3)				
	E	3,000,000円		(注4)				
	F	7, 200, 000 円	2,400,000 円	(注5)				
	監査役G	2,000,000円		(注4)				
1	(公子) タリマナのリェ 人類フェーレール フレガル の贈をの事な							

- (注1) 各人に支給した金額については、それぞれの職務の内容に照らして、不相当に高額な部分の金額はない。また、支給総額は、株主総会の決議により定められた支給限度額の範囲内である。
- (注2) 取締役については、株主総会で承認された各自の金額を12等分し、定期給与として支給している。また、役員賞与を支給しないため、役員給与に関する届出は行っていない。
- (注3) 使用人分賞与は、他の使用人と同じ日に支給されている。
- (注4) 非常勤であるため、四半期ごとに、支給額を4等分して支給されている。
- (注5) 甲社は使用人についても年俸制を導入しており、年俸を16等分し毎月同額を支給するとともに、年2回の賞与についてはそれぞれ16分の2の金額を支給することとしている。
- 3 2で支給した金額以外に、次の支出をしている。
- (1) Bに対する退職金負担額

乙社を退職したBについて乙社が勤務期間等に基づき支給する退職金のうち、 甲社への出向期間に係る部分として合理的に算定した金額を乙社に支払い、次の 経理をしている。

(退職給与負担金) 6,800,000 / (現金預金) 6,800,000 円

(2) Cに対する渡切交際費

営業担当のCについては、上記2の金額以外に4月と10月に渡切交際費を支給し、次の経理をしている。

(交 際 費) 500,000円 / (現 金) 500,000円 当期における支給総額は1,000,000円である。

的中